

住民票の写し等の 休日交付を行っています

本人予約、本人受け取りが原則です

やむをえない事情で、役場の開庁時間内に住民票の写し等が取得できない場合に、休日（土・日・祝祭日）交付を行っています。休日交付を希望される場合は、あらかじめ本人が各担当課に電話予約のうえ、必ず本人が受け取りにお越しください。

また、電話予約をするときは、証明書の種類、請求者の住所、氏名、連絡先、来庁時間を申し出してください。印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証の番号をお聞きします。



休日交付の扱い

◆予約期限

休日の前日午後4時まで

◆交付時間

午前8時30分から午後5時まで

◆交付の場所

予約を受けた本庁・各支所

◆持参するもの

・本人確認ができる顔写真入り身分証明書（公的機関が発行したもの）
（例）運転免許証・住民基本台帳カードなど

・印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証

印鑑

次のときは、14日以内に必ず窓口へ届け出してください。
〔国保に加入するとき〕
職場の健康保険などをやめたとき

国民健康保険から

お知らせ

発行できる証明書	申込先	連絡先	
住民票の写し（謄本・抄本）	住民生活課または各支所総合窓口課	住民生活課	0859-54-5210
		中山支所総合窓口課	0858-58-6114
		大山支所総合窓口課	0859-53-3311
税に関するすべての証明書	税務課または各支所総合窓口課	税務課	0859-54-5208
		中山支所総合窓口課	0858-58-6114
		大山支所総合窓口課	0859-53-3311
農業委員会が発行するすべての証明書	中山支所農業委員会事務局	中山支所農業委員会事務局	0858-58-6115

- ◆問い合わせ先 住民生活課
- ＊届け出が遅れると、
 - ・子どもが生まれたとき
 - ・生活保護が廃止されたとき
 - ・届け出が遅れると、
 - ・保険税は資格を得た月までさかのぼって納付。
 - ・保険証がない間の医療費は、原則全額自己負担。
- 《国保をやめるとき》
 - ・職場の健康保険等に加入のとき
 - ・死亡したとき
 - ・大山町外へ転出のとき
 - ・生活保護を受け始めたとき
 - ・後期高齢者医療制度に加入のとき（75歳到達者は除く）
 - ＊届け出が遅れると、
 - ・資格を失った保険証での受診は、医療費を返すことになります。
 - ・国保税と他の健康保険の保険料を二重に納めることになります。